

平成 23 年第 2 回更別村議会定例会会議録(2 日目)

平成 23 年 6 月 23 日

1. 応招議員は別表 1 のとおりである。
2. 出席及び欠席の議員は別表 2 のとおりである。
3. 会議事件は別表 3 のとおりである。
4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 4 のとおりである。
5. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男 書記 高橋祐二、川上絵理
書記 佐藤ちはる

		議 事
議 長		ただいまの出席議員は、8 名であります。 定足数に達しておりますので、これよりただちに本日の会議を開きます。(10 時 00 分)
議 長		本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。
議 長		日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は会議規則第 118 条の規定により、議長において、3 番赤津さん、4 番松橋さんを指名いたします。
議 長		日程第 2、議会運営委員長報告を行います。 先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。
議会運営委員長	高橋議会運営委員長	議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。 第 2 回村議会定例会の追加提出案件に関し、議長から諮問がありましたので、これに応じ 6 月 23 日午前 9 時 00 分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。 その結果、追加提出案件の状況などを考慮し検討した結果、会期日程については、お手元に配付したとおりといたしました。 以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。 委員長の報告が終わりました。 なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。
議 長		

議	長	日程第 3、諸般の報告をいたします。 諸般の報告は、印刷してお手もとに配布しておきましたから、ご了承願います。
議	長	日程第 4、一般行政報告を行います。 一般行政報告は文書で配布されております。 なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。
村	長	岡出村長 それでは一般行政報告について口頭にて補足説明をさせていただきます。 1 の東日本大震災に係る被災地応援状況でございますが、5 月 6 日の第 4 回臨時会において報告させていただきましたことについて、報告をさせていただきます。 (1) の人員派遣につきましては、お示しのとおりでございます。 現在、企画政策課の荻原主幹を派遣いたしているところであります。 (2) 東日本大震災東松島市慰霊祭への参列についてでございますが、震災後 100 日ということで慰霊祭が行われたところでありますが、記載のとおり議長と一緒に参りをさせていただきました。参列者は当局のお話であります、3,500 名ということであります。 (3) の第 3 次救援物資についてでございますが、これらを送るということで、6 月 18 日にお伺いした時に目録を渡してきました。 この物資につきましては、東松島市の方と相談の上、決定させていただいたものであります。 今回は救援物資というよりも、元気回復並びに激励のための支援ということにしております。 ①避難者向け配布物資用としては、カレー缶及びレトルトカレー 8,800 食を送るということでございます。 これは全員に当たるように送るということにしております。 ②の東松島市内の幼稚園、保育所、小中学校の子ども達へポテトチップスと金時甘納豆のセット 5,000 人分を送るということにしております。 これも子供達全員に当たるように送るということにしております。 以上でございます。 これで村長からの一般行政報告を終わります。 これから一般行政報告に対する質疑を行います。
議	長	

議

長

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

これで質疑を終わります。

日程第 5、報告第 3 号、平成 22 年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件を議題といたします。

報告の説明を求めます。

岡出村長

村

長

報告第 3 号、平成 22 年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件でございます。

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、平成 22 年度株式会社さらべつ産業振興公社事業について報告をするものであります。

この報告につきましては、公社の株主総会が 6 月 8 日となったために本日の報告となった次第でございます。

1 枚めくっていただきまして、平成 22 年度、第 3 期の事業報告でございます。

次のページをめくっていただきますと、貸借対照表でございます。

これは、振興公社、道の駅とさらべつカントリーパークの 2 つの事業を行ってございますが、合算したものでございます。

資産の部といたしましては、1 の流動資産、37,297,802 円、各項目につきましてはご参照いただきたいと思います。2 の固定資産につきましては、872,367 円、3 の繰延資産につきましてはございません。資産の部の合計といたしましては、38,170,169 円となっております。

負債の部でございますが、1 の流動負債が 4,082,912 円、2 の固定負債はございません。3 の引当金もございまして、負債の部の合計といたしましては、408,291 円となっております。純資産の部でございますが、1 の株主資本、34,087,257 円のうち資本金につきましては 32,600,000 円となっております。2、3 がございまして、資本の部の合計といたしましては 34,087,257 円、負債資本の部の合計といたしましては、38,170,169 円となっております。

1 枚めくっていただきますと、損益計算書でございます。

1 の純売上高では、総額で 80,416,487 円、2 の売上原価の合計でございますが、39,381,531 円となっております。期末たな卸高を差引きまして、売上総利益につきましては、44,785,762 円となるものであります。3 の販売費及び一般管理費につきましては、

45,992,180 円、営業利益は、1,206,418 円マイナスとなりますものがあります。これに営業外収益、営業外費用をプラスマイナスいたしますと、経常利益につきましては、882,207 円のマイナスとなっております。これに法人税住民税及び事業税の 206,000 円を足しますと当期純利益につきましては、1,088,207 円のマイナスとなるものでございます。

次のページ、販売費及び一般管理費の計算内訳であります、これにつきましては、細かく出してございますので、お目通しを願うものでございます。

次のページ、道の駅さらべつの損益計算書でございます。

これにつきましては、1 の純売上高につきましては、61,769,911 円となっております。これにつきましては、ほぼ昨年どおりの売り上げとなっております。

2 の売上原価につきましては、合計で 38,934,062 円、期末たな卸高をプラスマイナスいたしますと、売上総利益につきましては、26,501,2115 円となるものであります。3 の販売費及び一般管理費につきましては、28,929,831 円、したがって営業利益につきましてはマイナスの 2,428,6161 円となったものであります。

4 番目の営業外収益、5 番目の営業外費用、これらを差引きいたしますと営業利益につきましては、マイナスの 2,236,702 円となるものであります。これに法人税住民税及び事業税 103,000 円を足しますと当期純利益につきましてはマイナスの 2,339,702 円となったものであります。

昨年に引き続いての赤字ということでございます。

最後のページに入り込み客等の資料を添付してございますが、買い物、食堂等の利用者数についてレジカウントしてございますが、36,261 名ということでございまして、平成 21 年度と比較いたしまして 3,839 人、9.5%の減となったところでございます。

要因といたしましては、景気の低迷、天候不順、猛暑、口蹄疫の影響で各町村ほとんどのイベントが中止になったということで、また十勝スピードウェイのビックイベントがなくなった等が考えられるわけであります。こうした中に昨年並みの売り上げを確保したものの厳しい状況となったところであります。

1 枚めくっていただきますと、道の駅さらべつの販売費及び一般管理費の計算内訳であります、これについては、お目通しを願うものであります。

次にさらべつカントリーパークの損益計算書でございますが、純売上高につきましては、総額で 18,864,088 円となっております。

す。2 の売上原価につきましては、合計で 664,981 円、期末たな卸高を差引きますと売上総利益につきましては、18,284,547 円となっております。3 の販売費及び一般管理費につきましては、17,062,349 円、営業利益につきましては 1,222,198 円となっております。これに 4 番目の営業外収益、5 番目の営業外費用を差引きいたしますと、営業利益につきましては、1,354,495 円となっております。特別利益、特別損失はございませんで、法人税住民税及び事業税につきましては、103,000 円でございますので、これを引きますと当期純利益につきましては、251,495 円となったものであります。

カントリーパークにおきましても、利用客が前年度比、全体で 1,594 名、23%減少となっております。これにつきましては、先程申し上げましたようなことが原因となっているところでございます。売り上げも前年度比 3,606 千円の減となってしまったところでございますが、管理費、人件費を主に前年比 3,777 千円を減としたために純利益では昨年比 915 千円増となっているところでございます。

次のページにつきましては、さらべつカントリーパークの販売費および一般管理費の計算内訳であります。

お目通しを願うものであります。

次のページが株主資本等変動計算書でございます。

前期末残高が合計で 351,754,664 円ございました。当期純利益につきましては、1,088,207 円の減でございますので、当期末の残高につきましては、34,087,257 円となるものであります。利益剰余金赤字のために目減りをしているということでございます。

次のページは、その他資本剰余金及びその他利益剰余金の内訳でございますが、これにつきましてはお目通しを願うものであります。

次のページ、個別注記表でございますが、これにつきましてもお目通しを下さい。

次のページが役員名簿でございます。

これにつきましては、お目通しを願います。

こうして厳しい経営が続いてございます。

今年に入って、3 月 11 日発生 of 東日本大震災による北海道観光客の大幅ダウンと状況は厳しさを増しているわけであります。

村といたしましてもカントリーパークにおいてトレーラーハウスの更新としてコテージの整備、周辺環境の整備として水飲み場の設置、樹木の整備、花壇造成による魅力度アップ、こうしたこ

		とを行ってまいります。効果的なピーアールの展開、組織あがりの営業活動、独自のイベント作り、特産品作りとこれらが重要となっているところであります。 経営努力によって経費削減が見られるものの、これが限界達してございまして、これ以上の削減はかえって事業の展開の縮小になると思っているところであります。戦略をもって効果的投資を行うことを必要と考えて、より公社と連携を取りながら対策を進めることといたしているところであります。 以上、報告とさせていただきます。
議	長	説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。
7 番	本多議員	7 番 本多さん 今、報告があったわけですがけれども、昨年に引き続いての赤字決算ということで、これは交通の流れが変わったとか、口蹄疫の影響だとか、モーターパークの営業がなかったとか、色々と理由はあると思うのですけれども、こういう理由があるからと言ってばかりでは駄目だと思います。 やはり経営の改善についても努力してもらわなければならないと思うのですけれども、そういったことについて村から指導とか改善目標とか、そういったことについて指導はされているのですか。
議	長	岡出村長 指定管理者制度を設けてございますので、その年に経営の分析をしてその中で改善をいただくものについては指導しているところであります。 ただ、この指導につきましても入り込み客を増やさないことには根本的にどうにもならないわけでありまして、私はやはり一般企業のようにピーアール、セールスを特に冬期間において徹底的にやる必要があるのではないかと考えているところであります。そのために、私の公約の中にも戦略を持って更別村をピーアール活動するということを申し上げて来たわけですが、これにつきましては公社のみならず役場職員全力で総力をあげてやっていかなければならないし、関係機関のご協力もお願いしていかなければならない、この戦略につきましては、また役場内で十分検討して担当課、また公社に任せることなくやっていかなければならないと思っているところでございます。
議	長	他に質疑はありますか。

議 長
議 長

4 番松橋議員

(ありませんの声あり)

これで質疑を終了し、報告済といたします。
日程第 6、村政に関する一般質問を行います。
順次発言を許します。

4 番 松橋さん

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回は村長も私も改選後の初質問ということで、村政の執行方針から 1 点と教育行政執行方針から 1 点ということで 2 項目についてお伺いしたいと思っております。

最初に教育の方から入らせていただきます。

学校教育の充実ということですが、教育行政執行方針から特に今回、食育の件と 23 年度から始まります外国語教育の現状を聞きたいと思っております。

昨日、更別出身の酒井さんというお子さんが道から奨励賞をもらって、先にはバレーが十勝で優勝して、更別から子供達が非常に頑張っているということは承知のとおりかと思います。

でありますけれども、やはり将来に向かいまして教育と食は大人になっても身につくものでありますから、小学校、中学校の時の食育、食べるばかりではなくて環境も含めての教育が非常に大事かと思っております。

若干、食育から始めていきたいと思っておりますけれども、今回の東日本大震災で人間が気づいたものが自然に対してこうも無力でもろいものかということを知られました。

現実、今、日本で起こっていることに私達は注視をしていかなければならないと思っております。

今回、議長なり村長さんが慰霊祭ご苦労様でした。

早い復興をお祈りをしているわけですが、昨年度は家畜の口蹄疫、鳥のインフルエンザ、自然が人類に警鐘を鳴らしているのかなと、それに追い討ちをかける原子力問題ということで、非常に危機感を持っているのは私だけではないと思っております。教育の現場でも時間の制約、平成 18 年に改正されました教育基本法、画一的な教育にはなっていないのでしょうか。

その辺、勉強不足でわからない点もありますが、この際、自然から学ぶという、自然を観察するという、50 年前の教育に戻る必要はもろくないとは思いますが、教育執行方針の中で食育の取り組みが重要である、ふるさと給食の継続、地産地消の推進がありました。

その現状についてもお聞きしたいと思います。

次に自然を教科書として、生き物の係わり合い、授業にどういう形で取り入れられているのかということをお聞きしたいと思います。

私も昔の学校には、当然、鳥小屋、ウサギ小屋があったのですけれども、それが今はどこの学校にもそういうものは見当たりませんし、鳥小屋、ウサギ小屋があるということは学校の登下校に野草等を持って行って与える。それから鶏は卵を産みますし、最後は食になる。ウサギは食になるのか、毛皮になるのかと自然に覚えていくようになる。教えなくても授業になったということかなと思っておりますけれども、更別村を見ますと農村地帯でということは全然教える必要もないし、学ぶ必要もないかと思うのですけれども、実際は河川はまっすぐな配水路になってしまっています。畑は管理をされまして肥料、農薬は作物の生育に合わせてマニュアル化されている。技術が確立されていまして、虫も探さなければ見つからないのが現実かなと思います。

そこで食育の教育の重要性を再確認をされまして、自然を教科書としての心身ともに健康な子供達の教育を目指す考えがあるかどうかをお伺いいたします。

阿部教育長

ご質問にお答え申し上げます。

まず食育についてでございます。

平成 17 年に、食育基本法が制定されまして、朝御飯を食べない子どもや 1 人での食事、栄養的な偏り等で、子どもにとって、将来、大人になってからの健康に悪影響を及ぼすことが懸念されるということから、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進することが緊要な課題であるということで、その対応が定められたものでございます。

食育は、子どもの時からしっかりと行う必要があることから、保護者にありましては、家庭が食育に重要な役割を持つことを認識するとともに、保育、教育の関係者にありましては、保育、教育の場での食育の重要性を自覚し、積極的に食育推進活動に取り組むように法律でも規定されているところでございます。

このことから、村内の各学校におきましては、年間の学校経営の中で、食に関する指導の全体計画を別項目に定めてその実践に取り組んでいるところでございます。

また、更別村では、他町村に率先をいたしまして、平成 20 年 4 月から、学校給食センターとの兼務ではございますけれども、栄養教諭を配置いたしました。積極的な食育活動を推進させていた

だいております。

また、学校給食におきましては、地元で生産されました新鮮で、安心・安全な食材を使用しました、ふるさと給食について、村からの助成を受けて実施をさせていただいております。

栄養教諭が実際に各教室に出向きまして、食育の授業や指導を行うとともに、毎月発行の給食だよりでも、食のあり方やマナー、健康のための食事、食器の並べ方、更には、地元で生産された食材や生産者の紹介、料理方法等も記載いたしまして、家庭の保護者の方にも読んでいただくことで、学校と家庭が一体となった食育を進めることが出来るよう取り組んでいるところです。

また、村の方におきましても、22年3月に、食育基本法の規定を受けまして、更別村食育推進計画を策定して、推進をしているところでございます。

生産された食材のみではなく、実際に作物を育てて、収穫し、食べるという体験も重要であります。2つの小学校では、学校畑に地域、保護者の皆様のご協力をいただきながら、児童自らが植え付け、除草、収穫、調理と縦割り班の中で実践を行っております。

実際に土に触れる、作物の様子を直に見るものの効果は、極めて大きなものと考えております。子供がその折に感激の様子を表すことで、こういった物事への取り組みが一層深まるものと考えているものでございます。

また、学校では、このような取り組みの他にも、農協青年部や農村青少年連合会の皆様のご協力、申し出をいただきまして、農業に触れる体験を機会を見て続けておりまして、今後もこのような食育に関する取り組みを一層推進をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、学校における小動物の飼育についてであります。

子供達が、小動物と身近に接し、生き物に触れ、えさを与えたり、当番制で面倒を見る、成長を実感することは、命を理解する心の涵養につながります。大きな教育効果を持つものと認識をしています。

しかし、現状においては、小動物の学校での飼育は行われていないところでございます。

更別小学校においては、小動物小屋が学校建築の折から作られておりまして、以前はうさぎやチャボ、鶏等を飼育し、子供達が掃除や餌やり、観察に取り組んでいたところですが、時期の経過で飼わなくなりましてからは、再度の飼育はされていない

現状です。

学校における小動物の飼育について、その教育効果から検討が十分必要であると考えているところですが、きっかけとしては、近年の鳥インフルエンザ感染の確認によりまして、文部科学省や北海道教育委員会から通達が出され、学校等において飼育している鳥等の小動物と野鳥が接触しないように、野鳥の小屋への侵入を防ぐための金網等の目の大きさの改善、壁等の仕切りも含めまして、更に糞尿の落下、混入を防ぐ屋根の取り付け等が指導されております。

更に、日常的に感染を広げないための方策としての小動物に触れた際の手洗い、うがい等で清潔を保つこと、加えて以前からの留意点としての衛生保持のための服装や靴底の掃除等からも、現実として、学校等における小動物の飼育につきましては、この鳥インフルエンザの流行、感染の関係から行きますと難しい状態となっているものであります。

教育的効果は大きいと考えておりますが、現状においては、その実施は当面難しいことと考えているところです。

ご質問にありました、自然観察等の授業に関しましてでございますが、道徳の時間での自然の関わりでの授業、更に総合の時間を使いましての実習畑を使つての栽培体験学習や学級花壇活動、理科の時間での自然観察授業等を行っております。

更別村は農地開発が進みまして、自然が少ないというご指摘がございますが、現実にそのようなことがございまして、スクールバスを使って近くの河川まで行って川の水の様子、生き物の様子を観察する等、地域を広げた中での自然観察活動、そういったことも授業の中で取り組んでいるところでございます。

周辺の恵まれた自然環境を生かした教育活動を今後とも推進をしまいたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

4 番 松橋さん

今、教育長から丁寧にご答弁がありましたが、鳥インフルエンザの関係で勉強させていただきましたから承知しています。

そこが僕は問題だと思うのですけれども、例えば自然観察もスクールバスで行って交通量がありますから危ないですから乗せて行ってそこで見せる状態が1番安全だと思いますが、遠足とかは今は歩いて行くような遠足は小学生あたりでは計画されていないのですか。

阿部教育長

議 長
4 番松橋議員

議 長

教 育 長

小学校の遠足についてでありますけれども、毎年繰り返すことで同じ場所が続くということのを避けることもございまして、子供達はその目的地の周辺までは近くまではバスで行きまして、その先安全な場所を歩いて最終目的地まで到達するという形を取っている形態が多いということです。

議 長

4 番 松橋さん

4 番松橋議員

わかるのです。

鳥インフルエンザがありますから、窓は閉めなさい、野鳥は入れないように、手を洗いなさい、遠足はバスで途中まで行く。

もう少し自由間があって危ない道も更別村にはあると思いますが、3 キロ、4 キロはリュックを背負って歩かすような教育で、青年部、女性部に頼んで1 坪の畑を野菜農園として勉強するのも僕としたトラクターバンバをやる土地が大きく空いているのですから、先生方にも子供達にも申し訳ないですけれども、大変な労力になるかもしれませんけれども、あそこまで行って好きなものを作らせるような豪快な教育を考えてくれた方が良いと思います。あまりしばられて交通安全、病気の問題、もちろんわかります。田舎にいて田舎の勉強をさせなければいけないと思います。

牛が来たら蹴られるから危ないし、それこそ病気の問題もありますし、畑に来たら大型機械ですから小学生は無理ですし、今の子供達は中学生になってもあまり畑の手伝いをしなくて、一生懸命スポーツで頑張るのも大事なことですけれども、やはり食育は食べるのも大事ですけれども、自然から学ぶ、これはこうなるのですよ、例えば十勝管内でも苗を植える学校があります。それからお年寄りが先生の代わりに農作業を教える。交通事故の心配、鳥インフルエンザ、もちろんわかります。だけど、もう少し柔軟に発想していただけないかなと思うのですけれども。

議 長

阿部教育長

教 育 長

自然観察等にもバスを使う、遠足でもそのように近くまで行っているということですが、安全、安心の部分を含めて可能な限り融通、工夫をして取り組んでいるところでございます。

ただ、松橋議員がおっしゃいましたように遠いけれども授業時間等、難しい部分があるけれども試験圃に来て思い切って大きなひとつの作物等、色々なメーカーの方の協力をいただきながらという発想そのものについては感銘を受けた部分がございます。現実として、それが今回授業内容が増えたことで色々と難しい部分もございます。総合の時間もどんどん減らされてきている部分があります。その中でどの程度取り組むことが出来るのかは別にいた

議長
議長
4 番松橋議員

しまして、安全、安心ばかりではなくてそういった大きな視点での教育の取り組みについて、具体的に何が出来るかは今申し上げることは出来ませんが、学校でも検討していつてみたいと思います。

この際、午前 11 時 00 分まで休憩いたします。(10 時 43 分)

休憩前に引き続き会議を開きます。(11 時 00 分)

4 番 松橋さん

次に 2 つ目の企業振興促進事業についてお伺いをいたします。

先の時にも、若干このことについては触れた経過がありますが、今回はこのことに絞ってご質問、お考えをお伺いしたいと思います。

村政の執行方針の中から企業振興促進事業についてお伺いをいたします。

22 年度の村税を見ますと、村税は 200,000 千円弱で、そのうちの法人分が 13,000 千円、固定資産税が 220,000 千円、使用料、手数料 200,000 千円と地方交付税 1,980,000 千円がなければ今の予算規模が全然更別村としては組めないと思います。企業、特に農業もそうですが、力を付けていただいて村税の増を目指していくのが自立に向けた更別村の将来の姿かなと思っております。

それで昭和 63 年制定の条例は過去 1 社のみが街灯になっているのかなと思われます。最近、TMR センターの株式会社の設立、操業、先にはコントラクター会社の設立、操業、また加工馬鈴薯を主とした集出荷施設の設立と農協以外で農業者を中心とした協働化の取り組みが更別村でも始まっていることは、ご承知かと思います。

しかし、現状での企業振興促進条例、特に調べてみますと第 3 条の 2 の項目、新設では 5 人以上、増設では 2 人以上の雇用をしたもの、それでは 1 個人、1 法人ではなかなか厳しいかと思われます。

企業の育成には長い年月はもちろん、初期投資の額も相当かと思われます。それでなかなか難しい面もあるかと思いますが、助成方法も他にあるかなと考えるところがあるのですけれども、条例の改正も含めてご所見を伺いたいと思います。

議長
村長

岡出村長

松橋議員のご質問にお答えを申し上げます。

農業生産法人等の大規模投資に対して、企業振興促進条例を活用した負担軽減による農業振興は出来ないかのご提案でございます。

更別村企業振興促進条例につきましては、企業立地法並びに過疎法に基づいて、国の財政支援による固定資産税の課税免除等を背景として企業振興と立地を目的に制定している条例でございます。

このため、対象事業となるには税負担の公平性からも、これを超えるような地域の活性と雇用促進という社会貢献度の高い事業が対象とされているものでございます。

また、北海道産業振興条例等とも連携しておりまして、以前にも申し上げてございますが、松橋議員のご提案であります企業振興促進条例の改正による支援につきましては、これまでも種々検討してまいりましたけれども難しいと判断せざるを得ないところでございます。

しかし、基幹産業である農業の更なる振興、発展、既存企業の経営の安定化と振興、更には新たな企業起こしなくして村の振興発展はないと判断をしているものであります。

こうしたことから私が村長に就任以来、このことを考えてきておりまして、平成 21 年度には村の持ち出しが増加いたしますけれども、少しでも適用範囲を広げるために更別村企業振興促進条例の改正を行い、要件緩和措置を行うとともに対象外事業にあたりましては、ふるさと創生基金を活用しての事業起こし、支援や商店街活性化補助事業として新規事業開店、空き店舗対策と支援の充実を図ってまいったところでもございます。

ご質問に見られる事業に関しましては、特にこれからは自ら取り組む協働事業化事業、法人化事業は推進していかなければならないと考えているものであります。こうしたことから今般、産業振興施設整備等に係る資金利子の一部助成を新たに行い、支援策を講じてまいるものでございまして、今定例会で予算措置をさせていただいたものであります。

この利子助成に係る予算額につきましては、農業費で 2,064 千円、商工費で 809 千円計上したところでございます。

この利子助成事業の実施に関しましては、新たに要綱を制定し、農業者や小規模の企業者、共同事業者等が日本政策金融公庫、北海道の融資制度に基づく取り扱い金融機関等から施設整備のために借り入れた資金に対して、当該年に支払った利子、年率 3.0%限度といたしまして、その 2 分の 1 の額を補助しようとするものでございます。

事業毎に助成期間は企業振興促進条例の期間や事業者が安定すると思われる一定の期間等を考えまして 5 年以内としたものであ

議長
4 番松橋議員

ります。

この事業は村単独の事業にして国、道の財政支援は受けられない事業でありますので、村の財政状況を勘案し、財政の許す範囲内で毎年、要綱を定めてもらおうとしているところであります。

ご承知のとおり、こうした本村の一連の支援策につきましては、今回のパワーアップ事業は取り組んでまいります。

受益者負担の軽減を図るために 1 億円単位の村の持ち出しが更に見込まれるわけですが、こうした取り組みに関しましては他町村の先に行く対応ではないかと思っているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

4 番 松橋さん

なかなか税のことですから、公平感を欠くということで村長の答弁もある程度は理会出来ます。

利子補給で頑張りたいというお答えかなと思っております。

それで更別村はどうしても個別完結型の農業が中心で、それで成功してきたわけで、各町村を見ますと早くから協働化に取り組んでおりまして、特にその辺が更別村もやっと追いついた中で、やはり私達も含めて色々な意味で 1 番お金ばかりではなくて協力するというのが 1 番でしょうけれども、農協以外でそういう組織が起きて来たというのは別の面で協働化の芽が出てきたのかなと、農家法人も出来ていますし、利子補給も大事ですけども、やはり僕とすれば企業融資ををすると言っても大変でしょうけれども、中小の既存の農業者を個別に力をつけるという面で、もしお考えがあれば、僕はその辺で村長と共有はしていると思いますが、ある程度部分的な協働化、共有化は農協を中心にやっていかなければならない話ですけども、その辺で特に気になった農協の赤字決算ですが、もろもろの要因はあると思いますが、更別村だけが前年並みを割るような話では問題あるのかと思いますので、もしそういうことでもう少しお考えがあればお聞きしたいと思えます。

議長
村 長

岡出村長

以前から私の公約の中には法人化を進めなければならないということがございまして、このところ、ようやくそういう方が増えてまいりまして、個人に投資するよりは法人に投資するというのが時の流れになってございますので、村も補助金等の支援策は講じやすいということがございます。

その中でコントラ事業から始まって TMR センター等、展開を

されてきているわけですが、やはりこれからの経営につきましても、コストを下げていかなければならない、そのためには初期投資の段階で大きな負担を負うものでありますから、コントラクター事業についても一定の村からの支援をさせていただいているところであります。

今回のTMRセンターにつきましても、そういうことから私どもも必要な事業だということで土地、建物を含めて協力をさせていただいた、その中で農協もこの事業については機械類を始めとして支援があるわけで総合的に考えて村の支援策についてはどういうものが良いのか、大きな借金を抱えての運営となるために利子補給をさせていただいた中で安定化に向けて頑張ってもらいたいということで判断したわけであります。

それに類する民間の農業者の取り組みにつきましても補助金の問題、色々なことを考え合わせて色々な措置を取ったところでございまして、これからも1つの条例を作ると、それにはまってしまう。大きな事業につきましても、その条例に適用してやっていくわけでありますが、それ以外のものにつきましても補助事業だとか他団体の支援の状況、受益者の問題、それらを参酌しながら、ある程度弾力的な支援のあり方を模索していかなければならないために、このような措置となったところでございまして、これにつきましても村の直接の財政負担が生じますので、それぞれの年に議会の了解も得ながら進めてまいりたいと思っております。積極性がないと言われるわけでありますが、先程申し上げたとおり、更別村においてはかなりやっている事業でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長
4 番松橋議員

4 番 松橋さん

これで終わらせていただきますけれども、力を合わせて頑張っていきたいとまたよろしくお願いいたします。

議長
1 番高木議員

1 番 高木さん

通告書に記載してあります質問事項に沿って3点について村の方針についてお聞きしたいと思います。

まず1番目、自主防災組織の構築についてお伺いしたいと思います。

自主防災組織等の村の今後の方向性についてですが、3月の東日本大震災において、初動活動の重要性と地域の連携の大切さを皆さん学んだことだとは思いますが、更別村においても、中央防災会議の新指針が示された時点で、防災計画の見直しを図るとい

うことを行政報告の中にも記載されておりました。

その中で、地域レベルの自主防災組織がとても重要だと考えますし、日頃の啓蒙、訓練が緊急時には重要視されると思います。

その中で、それに関連しまして、消防の広域化による、職員、団員の業務体制の変化に伴い、地域重視の活動に影響を及ぼす可能性があり、広域化による現地到着の遅れ等の苦情が寄せられているケースも見受けられます。

このような状況の中で、住民ひとりひとりが、災害に立ち向かう力をつけることが大切だと考えます。

高齢者、障害者等の要援護者も増加傾向にあり、災害時要援護者支援制度の充実が更に求められるところだと思います。

更に幼少時からの防災の意識付けがまた重要だと思いますが、こども消防団等の組織を作りながら活動をすることにより防災意識の強化を図るべきではないかと考えるところであります。

それに伴い、自主防災組織、要援護者支援制度の現状、こども消防団、消防の広域化による影響について村の考えをお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

岡出村長

高木議員の自主防災組織の構築についてのご質問にお答えを申し上げます。

質問の要旨といたしましては、4点ございまして、1点目の自主防災組織についてであります。3月11日の様な大災害が起こった場合、防災関係機関は、その総力をあげて災害対策に取り組まなければならないところでございます。

しかしながら、大災害となりますと、道路の寸断や建物などの倒壊、断水や停電などにより、その活動が制限されるものでございます。

このような場合、重要な初期消火活動、被災者の早期救出、救護活動の初動対応として、また、日頃から地域内の安全点検、災害時要援護者の把握、防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施などによって、災害発生時の被害を最小限に食い止めるためにも、自主防災組織は重要な役割を果たしていただろうと思っております。

特に、阪神・淡路大震災では、救出された人達の多くの方が近所の方々によって救出されたという報告がございまして、自主的な住民組織の有効性が改めて認識されまして、以降、全国各地で都市部や特に港の地区において、自主防災組織が結成されているところでございます。

本村において、過去に台風や大雨による億単位の農業被害や土木被害を受けましたが、地震に関しましては、昭和 27 年 3 月発生の中越後地震におきまして、全半壊家屋 38 棟、被災者 239 名という被害を出して以降、幸いにして災害による犠牲者の記録はございませんで、こうしたことが今日まで、災害が少ない、災害に強い村という認識となったところでございます。

また、地理的に完全孤立する地域の想定もしてこなかったために、自主防災組織の育成には取り組んでこなかったところであります。

しかしながら、この度の東日本大震災は、予想外での発生でございまして、これはどこにでも起こりえるという認識が必要になったところであります。

このため、自分達の地域は、自分達で守るという、自発的防災意識の高揚を図ることがより重要と考えてございまして、当然、この度の震災から、現防災計画の見直しが必要になってまいりますので、見直しと併せて自主防災組織のあり方について検討してまいりたいと思っております。

また先行して、事業所単位で自主防災組織が出来れば良いと考えてございまして、これらの立ち上げについては奨励をしております。

2 点目の、災害時要援護者支援制度の利用状況についてでございますが、現在、この制度の登録状況は、65 歳以上の 1 人暮らしの方、106 名おられますけれども、現在、施設入所等の方が 71 名おりまして、これらを除きますと、実質 35 名の方となって、その中の 13 名が支援制度を利用されているということでもあります。

次に 65 歳以上の高齢者のみの世帯の方、対象者 293 名となっております。シルバーハウス等の入居者を除きますと 263 名となりまして、その中で 19 名が利用されております。

また、要介護認定者の方で、5 名、身体障害者等の方で 6 名利用されております。単純に年齢等で対象者をカウントいたしますと、合計で、対象となられる方、585 名となりますけれども、その中で 43 名の方が登録されているということでもあります。

登録者には、災害が起きたときに手助けをしていただける、地域支援者が 1 人につき 1 名から 2 名おられるということでもあります。

この登録者及び地域支援者の情報につきましては、総務課、保健福祉課、消防の 3 者が必要に応じて情報を共有し、対応することとしてございますけれども、再度、要援護を必要とする方の把握

握に努めまして登録を推進してまいりたいと思っております。

3 点目の、消防広域化による影響についてでありますけれども、現在、今後の消防のあり方として、広域化を図るべきとの管内全市町村の共通認識の上に十勝圏複合事務組合が事務局となりまして、平成 21 年度から本格検討を進めているところであります。

消防の広域化につきましては、将来人口の減少や最新の消防ニーズに応えるため、国において消防組織法の改正を図り、消防の広域化を進めているところでございまして、この国の基本指針に基づき、広域化の場合、広域消防として必要な投資、整備費等には財政的支援が受けられ、そのタイムリミットとして、平成 25 年 1 月 1 日までに広域化しなければ財政措置が受けられない恐れがあるということから今般、素案が示されたところでございます。

また、電波法の改正によりまして、平成 28 年 5 月までに、消防無線のデジタル化を図らなければならなくなっております、この整備費には、十勝管内全体として約 40 億円近くの整備費が必要と言われております。

財源確保問題を含めて、こうした必須の対応に迫られているという状況にあります。

この素案、叩き台につきましては、過日の全員協議会において説明をさせていただいたところでございますけれども、計画素案の内容、要点といたしましては、基本的に、広域化以前の常備署員体制及び常備消防施設、車両は、広域化後も維持をしていくということでございます。

また広域化後は、119 番通報等、受付から現場活動まで一連の指令と高度化によって、現場対応までの時間の短縮や一体的かつ効果的な運用により、現場対応力の強化が図られるということになってございます。

広範囲にわたる大規模災害時には、即座に消防力を結集することが可能となるなどのスケールメリットが示されているところでございます。

メリット的には、広域化による国からの財政支援を受けられ、今後求められる消防力の強化が図られるということでございます。

また、各市町村の消防団につきましては、永きにわたり築いた歴史がありまして、また、地域に密着した活動から、地域には重要な組織として、広域化後も地域の消防組織として広域消防と連携のもとに、従来どおり、各市町村の負担により存続することを原則として考えられているところであります。

こうしたことから考えますと、素案では、更別村において、消防の広域化によるデメリット的なことは少ないものと判断しているところでもあります。

ただし、郡部町村の共通する心配事といたしまして、現在、消防職員は村民として消防業務のみならず、地域に密着したコミュニティ活動をしているわけでありましたが、広域消防職員となった場合、これが希薄となり、ひいては消防活動にも影響が出てくるのではないかという心配が各町村からの意見として出されているところでもあります。

特にこうしたことは、安心・安全の地域づくりには大切なことと思っております。今後、広域化の検討にあたっては、消防職員の配置について、踏み込んだ議論が必要であると思っております。

いずれにいたしましても、残された期間は大変少なくなってきておりまして、十分な住民説明と住民理解を得るためにも、急がなければならない重要案件でありまして、管内統一して鋭意対応してまいらなければならないと思っております。

4 点目のこども消防団についてでございますけれども、これまで、村内の小学校、保育所や幼稚園においては、消防署の見学や、消防車・救急車の試乗体験を教育の一環として取組んでいるという現状であります。

この度の大震災を教訓に、幼少期から、防災に対する意識付けは、非常に大切なことと思うところであります。

予測が困難な災害に対し、特に、日頃の心掛けが大切であり、まずは、幼児期、幼少期においては、火災の恐ろしさ、火災を出さないための知識、また学童期においては、消火器等による初期消火の心得、身を守るための行動等、防災知識の醸成並びに普及に、より以上に努めてまいりたいと考えているところであります。

ご提案のこども消防団につきましては、関係機関のご意見も伺って、研究させていただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

議長
1 番高木議員

1 番 高木さん

本当に更別村は災害の少ない安心な村ということで住民の皆さんもすごく安心している部分があると思うのですが、その分、逆に災害に対する危機感というのがどうしても薄い部分があると思います。本当に事業所等の自主防災組織から町内会レベルの防災組織というものを構築していただければありがたいなと思っております。

消防の広域化については検討中ということですので、職員というよりも消防団の活動の仕方というものを十分理解していただきながら住民の手助けになる消防団のあり方というものを村で示していただいて団運営の方の協力をお願い出来ればありがたいかなと思っております。

要援護者支援制度につきましては、まだ若干人数的には少ない部分があるようですが、実際に支援制度に登録している方々についてもあまり活動が出来ていないというか、内容があまり把握出来ていない部分が多々あると思いますので、私についても曙町のシルバーの関係で一時期支援者という形の立場にいたのですが、1度もこの制度についての勉強会等ありませんでしたので、個別に支援制度に対する講習会等も含めてきっちりとした形でやっていただければありがたいかなと思っております。

関係機関と協議しながら防災について色々やっていただければありがたいかなと思っております。

次に、2つ目の事項について質問に入りたいと思います。
幼稚園の給食制について、教育方針の中で今年度、検討・実施の方向で進んでいるようですが、幼児期の食育のあり方としては、家庭での親と子が共に学んでいく食育が理想ではないかと考えております。

今年度の第7次の社会教育の中期計画の中にも家庭教育の中の課題として、核家族化が進んでなかなか家庭でのコミュニケーション不足という部分が問題視されていて、もっと家庭を大事に地域の皆さんの協力を得ながら子供達を育てようという方向性で中期計画が策定されました。

その中で更に小さな子どもの時期に家庭でお弁当を作らないで幼稚園に預けてしまうというような形で給食制を行うのか。その部分の目的と言うか、必要性という部分についてもう少し考えを聞かせていただきたいと思っております。

更に幼児向けのメニューという形になりますと、小学生、中学生と同じような献立で提供するのか、また別個の形で幼児向けのメニューを作るとなると、材料費、人件費、コストの部分においても影響が出てくる部分が多々あると思いますので、現在の検討状況と給食制に移行する本当の目的と必要性についてのお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長
教育委員長

渡辺教育委員長

ご質問にお答えいたします。

更別村の学校給食は、昭和40年11月から行っているところで

ございます。

食生活の多様化が進む中で、子供達の食生活の乱れが指摘され、将来にわたって正しい食習慣を身につけ、学校における食育の推進をするためには、指導体制の充実が必要であることから、平成 17 年に文部科学省は、栄養教諭制度を創設いたしました。

本村においてもその必要性を認識し、平成 20 年 4 月より、更別小学校に栄養教諭 1 名を配置し、給食センター業務を兼務し、食に関する指導と給食管理を一体的に実施しているところでございます。

給食制に移行する目的についてであります、小学校、中学校において、給食そのものを教育の一環として位置付けて実施してきているわけであります。

幼稚園での給食の実施については、以前より、保護者からの給食を望む声があることから、昨年の 10 月に上更別・更別幼稚園の保護者を対象とした給食アンケートを実施いたしました。

その結果、回収率が 91%で、給食を希望するとした保護者が 94%と大多数を占める結果となりました。

幼少期では、母親の愛情溢れる温かみのあるお弁当が望ましいのではないかという声もありますが、教育委員会としては、幼少期に食べるものは、その後の人生の食生活にも大きな影響を及ぼすと言われていることから、早い段階での食教育の必要性があることに加え、今回のアンケートの結果も踏まえ、幼稚園への給食開始を前提として検討を進めることとしたところです。

幼児用の献立、調理コストについてですが、現在、給食センターでは小・中学校へ 1 日約 350 食を供給しておりますが、小学校と中学校の献立内容は同様のとなっており、栄養計算によって量的に違いがあるところでございます。

調理の工程では、先に小学校分の給食を調理後に中学校分の給食を調理することとなりますので、調理作業工程及び調理時間の関係からも幼稚園の給食を小中学校と別献立とすることは困難であると考えております。

また、調理コストについてであります、管内で幼稚園や保育所等へ給食を供給している学校給食センターが 6 町ございまして、給食の分量を小学生の 7、8 割程度としており、更別の場合は小学生の 1 食あたりの給食費が 230 円でありますので、230 円の 7、8 割で単純計算をいたしますと、160 円から 185 円程度と考えております。

幼児期における食育についてであります、幼少期は体や精神

的な発達が非常に旺盛な時期でもありまして、丈夫な体や規則正しい食習慣も、この時期に基礎が出来ると言われているところがあります。

大人になってから食習慣を改めることは、非常に難しいことから、幼稚園における幼少期からの給食による食教育が、子供達の健全育成につながるものと考えております。

ご指摘のありました、家庭での親と子が共に学ぶ食育の必要性については、その通りであると考えております。そのため、給食の実施にあたっては、小・中学校においては、すでに毎月発行しております、食育に関する情報を掲載した、給食だよりを幼稚園児家庭にも配布するとともに、給食モニター、栄養教諭等による給食指導を行う等について検討していきたいと考えています。

幼稚園給食につきましては3歳児から5歳児までおりますので、対象園児クラスの決定、主食・副食・飲み物の選択、アレルギー対応など、多くの調整協議事項がありますので、今後、幼稚園及び保護者等のご意見もお聞きし、また実施されている町の情報等も参考に年度内の実施に向けて取組みたいと考えております。

なお、幼稚園給食の実施に際しては、60食程度増えることとなり施設面の課題も出てまいります。

平成20年に学校給食法が改正され、衛生管理基準の大幅な見直しにより、食材及び食器等の適正な衛生管理基準が一層厳しくなり、現在の食器消毒保管庫等の容量不足など、実施に向けてはそれらに対応する備品等の購入に伴う補正予算も今後見込まれますことから、今後も安心、安全で美味しい給食の提供に努力を続けることを申し上げまして、一般質問へのお答えとさせていただきます。

議長
1 番 高木議員

1 番 高木さん

給食の大切さというか、小さい頃からの食育という部分に際して開催していきたいというご意見でしたが、アンケートによると94%が必要があるよというお答えがあったそうですが、なぜ必要なのかという部分についても若干お話を聞きたかったなと思っております。

あと上更別幼稚園につきましては、昨年度から3歳児以下という部分で受け入れを始めております。今年度、更別幼稚園でも検討が始まっているというお話ですが、これから何歳児に給食を提供していくのか、対象年齢についてもこれから検討するとは思いますが、3歳児以下にも提供するのか、そういう部分を含めてもっと検討が必要な部分がたくさんあるのかなと思っております。

あとは 94%が必要と答えた家庭の必要性の部分の検証ももっと必要かなと、十分その部分を検討してもっと違う部分での方向性を検討しないことには、保育園と幼稚園と平行して幼児教育を走っている以上、両方のあり方の違いという部分に対してもう少し特化性を出していかないことには幼稚園の園児の増加という部分も含めてもう少し検討が必要ではないかと思いますが、その辺についてお答えをいただければありがたいと思います。

阿部教育長

私の方からお答えをさせていただきます。

以前から要望が随分ありましたということ、その中の要望に対する教育委員会サイドのお答えの中で幼少期については保護者の方の手作り弁当が望ましいのではないかという話を色々な理由の中にも申し上げながら過去から来ていたところでございます。

ごく最近になりまして、各町村学校給食センターでの幼稚園、保育所等への給食提供の状況、私どもの村も含めてアンケート等での意向調査、朝食を食べない子供の確認等を行った中でわずかずつですけれども増え続けている。一般の方からのお話をお聞きした中での出来上がりの食材を詰め直して弁当に持っていくということを防ぐために、そのために学校給食があることで、いざ本当にお弁当をお願いしようとした時には作り方を知らないという部分を含めて本来の食育を進める意味での家庭での食育を補佐する必要性、防ぐという意味ではなくて、本来はこうあるべきですよという方形を伝えることの方が適正ではないかという考えがございます。

給食を提供することで不確かな食材等、食育を防ぐということを含めて、ある程度発想の転換という部分がございます。そういったことから、私どもの中で色々と議論した中では結果的に、幼少期から給食の提供によりまして家庭、子供達の食習慣の改善も含めて進めることの方が妥当ではないかという結論に達しまして、それと各町村の提供の状況を見た中で結論に達して、このような方向に進もうとしているところでございます。

給食の対象の細かい内容の分析、検討でございますけれども、多くの選択肢を考えておりまして最終決定にはもっと多くの時間を費やしながらか決定をしていきたいと思っております。内容といたしましては何歳児から提供するのか、満 3 歳児からの入園もでございます。3、4、5 歳児という形からいきますと通常の 3 歳児が給食と言う汁物等の対応が出来るのか、その園児の数によりまして通常の時間帯で配食が間に合うのかどうかも含めて色々と細か

い検討が必要になっております。

更には副食のみの提供という学校給食センターも管内の 7 つの中では 3 つ程あるようにも確認をしております。

料金のこともございますし、逆に毎朝、お母さんが子供と一緒に起きて何らかの形で食事にこだわるということから、主食は必ず家庭で持ってくる。そういったことを進めている町村の教育委員会もございます。

そんなことも含めてどのような形になるか。これから多くの議論と保護者、幼稚園等での内容をお聞きしながら進めていきたいと思っております。

先程の質問で 94%の残りの 6%の方が給食を望まないという理由はアンケートの中では 3 名の方が親の弁当は食育の良い機会である。更に幼稚園に通っている間は親の弁当が良いという理由を書いていた方、合わせて 3 名の方が親の弁当を推奨するという形をご希望しておられます。そういったことからこの数字をどう見るかも非常に重く考えたところでございますが、大多数という意味でそのように考えたところです。

更に給食を何歳から希望するかということですが、3、4、5 歳で希望するという方が 88%、4、5 歳児からという方が 10%、5 歳児からという方が 2%と年齢的にも 3 歳からは要らないという方がいるのも現実でございます。毎日 5 日間にするかどうかも含めて大きな選択肢の中でその形をどのようにするのか考えていきたいと思っております。

議長
1 番高木議員

1 番 高木さん

対象となる家庭の皆さんの意見も含めながら子供達に良い食育という部分を考えながらもっと検討していただいて良い方向性に進めてもらえればありがたいなと思っております。

議長
議長

この際昼食のため 13 時 30 分まで休憩いたします。(11 時 52 分)
休憩前に引き続き会議を開きます。(13 時 30 分)

1 番 高木さん

1 番高木議員

3 番目の買い物弱者対策についてお伺いしたいと思います。

昨年度、商工会の事務レベルでの道経済部の買い物難民対策による、調査事業が 2 月から行われております。

南十勝の広域の部分で検討されておりました。

その中で、各行政の各部署との協議等を行ってはおりますが、近年、住宅地の郊外化と無店舗地域と高齢化による買い物弱者、または障害者等の方も増えてきまして、買い物弱者が増加しております。

その中で、商工会と行政と力を合わせながら買い物弱者対策ということで何か行動を起こさなければいけないかなと考えております。

住民のニーズの調査も必要ですが、老福のロビー、公共施設、プレハブ等を利用した公園敷地、移動店舗事業とかボランティアによる買い物代行事業、宅配事業の取り組みが有効かと考えております。

先日、上更別地区においても空き店舗対策ということで、憩の場所という形で利用を開始されたと思いますが、上更別の市街地活性化事業と連動させた中で買い物弱者対策というものも考えていただければありがたいかなと思っております。

国、道の補助事業も含みながらの予算組みも考えながら、村の弱者対策ということで必要性和可能性についてお伺いしたいと思っております。

また、昨日、経済部の方から報告会にお話がいきまして、2月にあげてありました買い物難民対策による事業については、我々商工会が考えている事業とはかけ離れた部分がありまして、補助対象とはなりずらい部分も結構あります。その部分に対して何か事業をするとお金もかかってきますし、人件費等、色々な部分が関わってきますので、その部分を含めて関係団体が1つになって弱者対策という部分を商工業振興、もしくは福祉対策という部分を考えながら検討していただきたいと思っております。

その部分についてお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

岡出村長

買い物弱者対策についてのご質問にお答えを申し上げます。

平成22年度に北海道商工会連合会が主催する、南十勝地域の物流調査事業に係る研究会が大樹町で開催されまして、各関係者の意見交換が行われ、その結果の報告が過日文書でございました。

報告書中の課題の1つに、店のない地区に宅配サービスを行っている小売店では継続する上で個別の配達負担が多く問題を抱えているとの提言がありまして、その解決策として、個別に宅配をしていた事業者が共同化することによって、受注や商品の配達業務の効率化の実現が期待出来る。また、宅配サービスの継続性を高めるためには、対象者に地域の買い物弱者が多いために、消費者の注文や配達へは各種のボランティアの参加が望まれるとされておりました。

もう1つの課題といたしましては、移動販売が一部で行われて

いるが店のない地域では問題が充分解決されていないとの提言に対する解決策として、店のない地域には、商業者が共同して移動店舗を開設することによって改善が期待できるし、場所としては空き店舗に限らず、お年寄りの憩いの場、例えば温泉施設だとか、コミュニティセンター、社会福祉施設等が考えられて、開設も常設ではなく、特定の曜日または連続曜日の開設の方が運営上効果が期待出来るとされているわけであります。

これらのことを参考に、商業者が共同で任意組織を作り、ボランティア組織も加えて、公共施設内で週2日間実施する、村内小売店舗空白地域内での移動店舗設置事業実施計画、素案が事務レベルで作成をされて、それをもとに意見交換がされたということをお聞きいたしているところでございます。

私も議員がおっしゃられるとおり、住宅地の郊外化、無店舗地域化、高齢者化等によって、買い物弱者対策等の必要性を感じておりますことから、これまで上更別の協働店舗への支援の継続、村民バスの継続運行、将来、特にこうした活動の中核として期待されるNPO法人サラリの設立、運営の支援と対策を行ってきたところであります。

そして今後、この対策につきましては、1つの過疎対策としても更に進めた有効な対策について真剣に考える時期に来ていると思っております。

検討されました計画、素案について、わたしどもは十分分析をしていただくとともに、特に弱者、消費者の立場に立っての有効対策の検討をしっかりとまいりたいと思っております。計画素案の段階でのお話でございまして、更に商工組織、NPO等において、更に検討、研究を進めていただきまして、有効にして必要な対策につきましては公共施設の開放も含め、協働事業として推進してまいりたいと思っております。

また道の補助事業に不採択となったというお話を先程、お聞きいたしましたけれども、やはり必要な事業については補助採択をしていただくようにわたしどもも事業の必要性について道の方にも要請をしてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

1番 高木さん

ある程度検討していただけるというお話がありますが、実際にこの問題は南十勝の商工会連合会の大きな広域の部分での動きもありますので、他町村の動き等も含めてありますが、今回検討されている商工会内更別村での活動内容というか組織事業という部

議長
1番高木議員

分に関しましては、他町村ではまだ個々まで話が進んでいないというような話もあります。

ある程度、更別村においては方向性という形では出来上がってきている部分もありますし、早い段階での検討の組織、運営という形で検討しなければ1、2月程度ですぐ実行に入れるようなないようでもありませんし、1年かけてじっくりと進めていかなければならない事業でもありますので市街地活性化の計画の中も組み込んで上更別地区の活性化と連動しながら、また上更別の協働店舗が逆に更別側に移動店舗で出展する等、色々な方向性がありますので、その部分を検討していただいて、是非、地域の活性化、弱者も含めて高齢者、障害者等の手助けになるような事業計画を早めに作り上げて欲しいと思っております。

今回はまだ正式な動きとして出来上がっていませんので、村、関係団体と協議しながら正式な形になった時点でご相談したいと思いのまのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長
村 長

岡出村長

買い物弱者に対する検討、更に市街地の活性化事業につきましても商業者組織が自らこうした検討を進めていることは敬意を申し上げます。

その中で営利には結び付く事業ではないと私どもは思っているところでありまして、そのなかで十分議論をして村の持ち出しがあっても村民の方々に安心、安全な村づくりのために必要だということになれば私どもも支援を大威張りですていけるわけでございますので、その辺、商業者並びにNPO各団体とより連携して協議を深めてそういった事業に進めればと思っているところでございます。

私どもも鋭意検討してまいりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長
1 番高木議員

1 番 高木さん

ありがとうございました。

我々も一生懸命色々な情報を収集しながら勉強して頑張っていきたいと思っております。

以上で3つの質問を終わらせていただきます。

議 長
7 番本多議員

7 番 本多さん

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をしたいと思ひます。

先程の松橋議員のご質問と重なる部分もございますけれども、企業誘致について、村長に質問させていただきます。

更別村は基幹産業である農業が元気であるからこそ、村も元気でございます。しかし、農業にも国際的な諸課題や気象に左右され、限界があります。

村が少しでも豊かになるためには、自主財源が確保されなければ、更別村は大きく伸びないと思っております。

自主財源の確保が村の発展に大きなウエイトを占めるものと考えております。

そこで、企業誘致に力を入れてはみませんか。

これは、どこの自治体でも取り組んでおりますが、相手がありますし、大変難しい側面もございます。

しかし、来年には高規格道路も更別インターチェンジまで開通し、帯広までの所要時間が短縮されます。

また、空港までは車で 10 分で、交通整備も整います。

また、企業立地補助制度も確立されておまして、充分なセールスポイントになると思っております。

そこで、企業誘致に対して何点か伺いをしたいと思います。

はじめに、村独自で企業の進出にあたり、補助金や固定資産税の優遇制度がありますが、会社訪問やピーアール活動の取組みがあったのか。

また、受入体制の整備として、立地用地の確保が出来るのか。

また、最後に今定例会の議案にもあります、定住自立圏構想の検討結果に、企業誘致が平成 23 年に実施を目指すとありますが、今後どのように検討され、実施に向けて進められていくのか、この 3 点について伺いたいと思います。

岡出村長

本多議員の企業誘致に関する質問の答弁をさせていただきます。

議員よりご提案のありました、企業誘致の推進につきましては、地域経済の活性化、雇用機会の確保、拡大、及び税収の増加等、多くの効果が見込まれまして、地域振興に有効な施策であるわけでありです。

従って、私の選挙公約にも掲げさせていただいているところであり、積極的な誘致活動を進めてまいりたいと思っております。

最初に、これまでの取り組みについてであります、平成 21 年に十勝管内 12 町村で構成する、とかち田園地域産業活性化協議会に参加をいたしまして、企業立地促進法による、基本計画の国同意を受けて、支援制度の充実や企業誘致フェアの出展等、構成

町村との連携により立地に向けた取り組みを進めているところであります。

また、村独自の取り組みとしては、同僚議員のご質問にもございましたけれども、平成 21 年度において、企業振興促進条例の一部改正を行い、支援対象施設の拡大、これは新エネルギー事業とコールセンターをその中に加えるという改正と合わせまして要件の緩和等に努めまして、企業振興と立地の促進に努めてきたところでございます。

なお、近年の訪問、ピーアール活動といたしましては、十勝モーターパークの引き受け企業への活動、マルハニチロ北日本、更別工場本社化と工場整備の協力、これらについてかなりのエネルギーを費やしてきたわけであります。更に、新エネルギー電気供給施設として、サーキット運営会社が計画する、サーキット内用地、約 43 ヘクタールを活用した 26 メガワットの大規模太陽光発電施設の誘致に向けて、昨年度から関連企業への訪問並びに国、道への支援要請を行い、また、現在行っているところでございます。

この太陽光発電施設につきましては、東日本大震災による福島第一原発事故により、脱原発が取りざたされる中で、この度、全国的なメガソーラー施設の整備構想が持ち上がり、先日も取りまとめ窓口となっている道に出向き、サーキット運営会社が太陽光発電施設の候補地として名乗りを上げたところであります。

この整備構想には、全国的な誘致活動が展開されており、厳しい競争となっておりますが、平成 21 年度に策定しました、地域新エネルギービジョンの目的である、低炭素化社会の実現と地域振興と連動するものでございまして、平坦な土地条件と全国有数の多日照地域といった優位性のアピール等、村としても実現に向けて出来る限りの支援と協力を進めてまいりたいと考えているところであります。

一方、不調には終わってございますが、地場産品による菓子製造、販売を模索しておりました東京の企業への訪問も行ったところでございます。

次に、立地用地の確保についてであります。企業側の立地条件として、充実した交通アクセス、労働力の確保、市場等との近接性等とともに、基盤整備が整っている工業団地の確保等を求めています。本村の状況を考えた場合、既存企業を守ること、難しい中に、優良農地を潰して、期待だけで工業団地を造成し、企業誘致を進める環境にはないと考えているところであります。

これまでも、企業立地に向けた照会が度々持ちかけられておりますが、進出企業の意向等をもとに、立地可能と思われる村有地並びに民有地を提供させていただいて、提示させていただいておりますが、今後とも、本村の優位性を発揮できる企業等に絞込みを行い、誘致活動を進めてまいりたいと考えております。

次に、定住自立圏構想に係る企業誘致の推進につきましては、十勝管内において企業立地法の優遇制度をもとに企業立地を進めるべく、設立された協議会が、本村が参加している、とかち田園地域産業活性化協議会と帯広市他 1 市 6 町で構成する、帯広十勝地域産業活性化協議会の 2 つの協議会が存在しております。

このため、定住自立圏構想において、首都圏等の企業への発信力を更に高めるため、2 つの協議会が一体となった企業立地ピーアール等を進めまして、十勝圏域内への企業誘致の促進に向けて連携体制を構築することとしているところでございます。

また、これまでの住民の皆様方の目からは、誘致活動が受身的と見られる部分がありました。高規格道路更別インターチェンジの開設等を企業誘致の好機と捉えまして、ピーアールや訪問活動等の強化を図り、私もトップセールスマンとして積極的な誘致活動に努めてまいる所存であります。

しかしながら、現在の円高や国内経済の低迷等の影響を受けまして、工場等の海外進出が増加してきておりまして、企業誘致は益々厳しい環境となってきております。

前段申し上げました村内企業の安定と発展、そして積極的な企業誘致活動を展開することはもちろんではございますが、優良な地場産品の農畜産物等を活用した事業起こしが重要でありますので、並行して取り組みを進めて雇用の場の確保等、地域振興に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、申し上げまして答弁とさせていただきます。

議長
7 番本多議員

7 番 本多さん

ホームページで更別村のことについてピーアールされていますが、いずれにしても村として会社訪問まではしなくても、そういった行動を起こさなければ会社も更別村のことがわからないと思うので、ホームページのピーアールにしましても、もう少し派手と言いますか、更別村をピーアール出来るような形でやってはいいかがかと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

議長
村 長

岡出村長

この度の選挙でもそういったことが、私はこれまでの取り組み

		として薄かったのではないかと考えてございまして、ピーアール大作戦を展開するということを打ち出してまいりました。 これにつきましては色々な分野から情報発信をして、更別村は良い所ですよということをピーアールしなければ観光客もこのままじり貧になってまいりますし、企業の誘致も進まないわけでありますので、特にこれからは何かにつけて更別村のピーアール活動に取り組んでいきたいと、これは私は本当に重要な部分だと思ってございまして、是非やってまいりたいと思っているところであります。
議	長	これをもって一般質問を終了いたします。
議	長	日程第 7、議案第 48 号、更別村特別職の職員で常勤のものの給料の支給の特例に関する条例制定の件と日程第 8、議案第 49 号、更別村教育委員会教育長の給料の支給の特例に関する条例制定の件の 2 件を一括議題といたします。 議案第 48 号並びに議案第 49 号について、委員長に審査報告を求めます。 松橋総務厚生常任委員長 第 2 回定例会において、総務厚生常任委員会に付託されました議案について、6 月 15 日、理事者および担当課長等の出席を求め委員会を開催し審査を行いました。 その結果について報告いたします。 議案第 48 号、更別村特別職の職員で常勤のものの給料の支給の特例に関する条例制定の件と議案第 49 号、更別村教育委員会教育長の給料の支給の特例に関する条例制定の件は、厳しい財政状況等を勘案し、本年 7 月分から平成 27 年 4 月分までの村長、副村長、教育長の給料月額を一定額減じようとするものであります。 慎重に審査した結果、当委員会は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。 以上で審査の報告といたします。
議	長	これで、総務厚生常任委員長からの報告を終わります。 委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。 議案第 48 号と議案第 49 号についての、委員長報告に対する質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論に入ります。
議	長	委員長報告は可決であります。

		これから議案第 48 号と議案第 49 号に対する討論を行います。 討論の発言を許します。
		(原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 おはかりいたします。
		議案第 48 号と議案第 49 号に対する委員長報告は、可決であります。
		議案第 48 号と議案第 49 号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、議案第 48 号と議案第 49 号の 2 件は可決されました。
議	長	日程第 9、議案第 54 号、更別村定住自立圏形成協定の締結の件を議題といたします。
		本案について委員長に審査報告を求めます。
		松橋総務厚生常任委員長
総務厚生常任委員長		第 2 回定例会において、総務厚生常任委員会に付託されました議案について、6 月 15 日、理事者等の出席を求め委員会を開催、なお、関連があるので産業文教常任委員会の同意を得て連合審査会により、審査を行いました。
		その結果について報告いたします。
		議案第 54 号、定住自立圏形成協定の締結の件は、中心市である帯広と人口定住のために必要な生活機能を確保するため、役割分担し連携していくために必要なものであると判断し、慎重に審査した結果、当委員会は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。
		以上で審査の報告といたします。
議	長	これで、総務厚生常任委員長からの報告を終わります。
		委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
		議案第 54 号についての、委員長報告に対する質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
		これから討論に入ります。
議	長	委員長報告は可決であります。
		これから議案第 54 号に対する討論を行います。

議	長	討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり) これで討論を終わります。 おはかりいたします。 議案第 54 号に対する委員長報告は、可決であります。 議案第 54 号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。 したがって、議案第 54 号、定住自立圏形成協定の締結の件は可決されました。
議	長	日程第 10、陳情第 1 号、地方財政の充実・強化を求める陳情書の件を議題といたします。 本案について、委員長に審査報告を求めます。
総務厚生常任委員長		松橋総務厚生常任委員長 第 2 回定例会において、総務厚生常任委員会に付託されました陳情第 1 号について、6 月 15 日に委員会を開催し、参考人として陳情者、連合北海道更別地区連合会の出席を得、その審査を行いました。 その結果について報告いたします。 この陳情は、東日本大震災の復興、停滞する経済状況の中、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割に重要性が増しており、平成 24 年度予算において、震災対策費を確保しつつ、地方財政予算全体の安定確保を求める内容です。 当委員会では、慎重に審査した結果、本件は、願意妥当と認め、採択と決定しました。
議	長	以上で審査の報告といたします。 これで、総務厚生常任委員長からの報告を終わります。 委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。 陳情第 1 号についての、委員長報告に対する質疑の発言を許します。
議	長	(ありませんの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論に入ります。 委員長報告は、採択であります。 これから陳情第 1 号に対する討論を行います。 討論の発言を許します。

議 長	(原案賛成の声あり) これで討論を終わります。 おはかりいたします。 陳情第 1 号に対する委員長報告は、採択であります。 陳情第 1 号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。 したがって、陳情第 1 号、地方財政の充実・強化を求める陳情書の件は採択と決定しました。
議 長	この際、暫時 14 時 25 分まで休憩いたします。 (14 時 05 分) (意見書案及び追加の議事日程配布)
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (14 時 25 分) おはかりいたします。 休憩中に 1 番、高木さんから、意見書案第 2 号、地方財政の充実・強化を求める意見書の件が提出されました。 この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思
議 長	います。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。 したがって、意見書案第 2 号、地方財政の充実・強化を求める意見書の件を、日程に追加し、議題とすることに決定しました。
議 長	日程第 11、意見書案第 2 号、地方財政の充実・強化を求める意見書の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
議 長	1 番 高木さん 地方財政の充実・強化を求める意見書の提案理由を申し上げます。 内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。 東日本大震災の甚大な被害の中、自治体を中心となった復興が求められています。 また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。 特に、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の

		充実・強化が求められています。平成 24 年度予算においても、震災対策費を確保しつつ、平成 23 年度と同規模の地方財政計画・地方交付税などの地方財政予算全体の安定確保の対策を求め、別紙意見書を、高橋議員の賛成を得て提出するものです。ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案の理由といたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから意見書案第 2 号、地方財政の充実・強化を求める意見書の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、意見書案第 2 号は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 12、閉会中の所管事務調査について、総務厚生常任委員会は、公共施設の管理及び利用状況等について、産業文教常任委員会は、農作物の作況について、議会運営委員会は、議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報の発行について、それぞれ閉会中の所管事務調査として調査したい旨、各委員長より申し出があります。 おはかりいたします。 各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。 次に議会運営委員長から、7 月 5 日に札幌市において開催される北海道町村議会議長会議員研修会に、議員全員を派遣したい旨、8 月 19 日に札幌市において開催される議会広報研修会に、議会運

議

長

営委員全員並びに議長を派遣したい旨、申し出があります。

おはかりいたします。

申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり承認することに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件は、全部終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしと認めます。

したがって本定例会は、本日をもって閉会することに決定しました。

これにて平成23年第2回更別村議会定例会を閉会いたします。

(14時30分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 23 年 6 月 23 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 赤 津 寛一郎

同 議員 松 橋 昌 和